

令和5年11月13日

各 位

阿蘇市長 佐藤 義興

令和5年度 恋人の聖地プロジェクト修景整備（カップル用遊具の設置）に係る技術提案書の提出について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、阿蘇市では、地域の課題を受け、全国の恋人の聖地を有する自治体と広域連携し、効果的な誘客プロモーション等を行うことで、地域の事業者・市民・学生を巻き込んだ「地方創生」を図る計画です。特に、若い世代の交流人口の増加を目標とする中、新たな魅力づくりとして、阿蘇ならではのパワースポットにふさわしい場所・機会の創出による地域活性化を目指しています。

阿蘇の温泉郷「内牧温泉」街の中心にある公園は、朝晩の散歩での利用に偏っている傾向にあるため、恋人たちや観光客にも好まれるスポットとして新たな交流が生まれるよう、楽しい仕掛けとともに体験できる遊具を設置し、滞在時間の延長や、恋人の聖地プロジェクトを推進している商店街等への周遊化を図ります。

つきましては、下記のとおり工事を行いますので、別紙の技術提案要請書および仕様書をご覧ください。施工を希望される場合は、プロポーザル方式による選定手続きにご参加くださいますよう宜しくお願い致します。

記

- 1) 参加の意志がある場合には、「提出意志確認書」により表明してください。
- 2) 質問事項については、技術提案要請書に記載された方法により行ってください。

■連絡先

阿蘇市経済部観光課

担 当：二藤恭栄、秦美保子

TEL：0967-22-3174

FAX：0967-22-4566

E mail：takashige-n@aso.city.lg.jp

令和5年度 恋人の聖地プロジェクト修景整備（カップル用遊具の設置）に関する技術提案要請書

1. 工事の概要

1) 工事の目的、内容、工事期間

別紙仕様書のとおり

※現地での説明会を11月21日（火）14：00からと11月22日（水）10：00から開催します。いずれか都合のよい日にお越しください。

集合場所：阿蘇市内牧261-1（阿蘇中央公園）

2) 工事实施上の条件

①予定技術者に対する要件は、以下のとおりとします。

■ 技術者資格

以下の技術者資格を有する者とします。

管理技術者：技術士または同等の知識能力を有する者

■ 同種または類似業務の実績

管理技術者：類似業務1件以上の実績を有する者

担当技術者：類似業務1件以上の実績を有する者

■ 手持ち業務量

令和5年11月1日現在の手持ち業務量

管理技術者：（5百万円以上の）業務が10件未満である者

担当技術者：（5百万円以上の）業務が10件未満である者

②工事を円滑に進めるため、阿蘇市と密接に連携を保ち進めるものとし、工事打合せには管理技術者が原則出席するものとしてします。

③成果品（報告書）

別紙仕様書のとおり

2. 技術提案書の作成および記載上の留意事項

1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別紙（様式-1～7、A4版）とします。また、別途参考資料等あれば添付をお願いします。

2) 工事量の目安

本工事の規模は、2,300千円程度（消費税相当額含む）を想定しています。

3) 参考見積の提出

技術提案書に記載する内容を踏まえて、本工事に係る参考見積を提出してください。ただし、その取扱は、積算の際の参考および技術提案書を特定するための評価事項として用います。

4) 作成に用いる言語

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。

3. 技術提案書等の提出方法、提出先における提出期限

1) 技術提案書の提出意志確認書

① 提出方法：1部を持参または郵送、もしくは電送するものとします。

② 提出先：阿蘇市経済部観光課
〒869-2695
熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1
TEL 0967-22-3174
FAX 0967-22-4566
メール kankou@city.aso.lg.jp

③ 提出期限：令和5年11月24日（金）午後5時までとします。

2) 技術提案書

① 提出方法：1部を持参または郵送、もしくは電送するものとします。

② 提出先：阿蘇市経済部観光課
〒869-2695
熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1
TEL 0967-22-3174
FAX 0967-22-4566
メール kankou@city.aso.lg.jp

③ 提出期限：令和5年12月1日（金）午後5時までとします。

4. 募集概要の内容についての質問の受付および回答

質問は、持参、郵送、電送のいずれかの方法で上記3の提出先宛にお願いします。

5. 技術提案書を特定するための評価基準

1) 技術提案書の評価項目等は、以下のとおりとします。

評価項目	評価の着目点
予定技術者の経験 及び業務実施能力	1) 管理技術者が有する技術資格および専門分野の内容 2) 管理技術者の同種または類似業務の実績の内容 3) 管理技術者の手持ち業務の件数
	1) 担当技術者が有する技術資格および専門分野の内容 2) 管理技術者の同種または類似業務の実績の内容 3) 管理技術者の手持ち業務の件数

業務実施方針及び手法	1) 業務内容の理解度 2) 業務実施方針の妥当性 3) 業務実施手法の妥当性
見積額の妥当性	1) 実施方針及び実施手法に伴う見積額の妥当性 2) 低コスト化の実現可能性

2) 特定された者に対しては、特定された旨を書面により通知します。

3) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由を書面により通知します。

6. 特定事業者との契約締結

技術提案書の提出後、令和5年12月4日（月）以降に、ヒアリング審査会を実施し、受託者を特定したのち、同年12月中に契約の締結を予定します。

7. その他の留意事項

1) 技術提案書の作成および提出に関する費用は、提出者の負担とします。

2) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とします。

3) 特定された場合には、その著作権等一切の権利は、阿蘇市に帰属するものとします。

4) 特定されなかった場合には、提出された技術提案書は返却しません。なお、提出された技術提案書は、提出者に対して無断での使用はしません。

5) 技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更しないでください。ただしやむを得ない事情による場合はこの限りではありません。